

243-1156
令和2年5月26日

宮崎県医師会長 殿

宮崎県福祉保健部長
(公印省略)

地域医療介護総合確保基金に係る令和3年度新規事業提案（介護従事者確保分）について（依頼）

本県の高齢者福祉行政につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、地域医療介護総合確保基金については、平成26年度から消費税引き上げ分を財源として県において設置し、医療分野は平成26年度、介護分野については平成27年度から県が策定する計画に基づき各種事業に取り組んでおり、今般、令和3年度の県計画に新たに盛り込む事業について検討を行うところであります。

つきましては、現時点で事業について提案がある場合は、別添「地域医療介護総合確保基金に係る令和3年度事業（介護従事者確保分）提案募集実施要領」に基づく提案様式により、令和2年6月30日（火）までに電子データで担当宛てに御回答くださいますようお願いいたします。

なお、今回の提案募集は「介護従事者の確保に関する事業」のみを対象としておりますので、御留意ください。

[参考資料]

- ・令和2年度地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)新規・拡充メニューポンチ絵
- ・令和2年度介護人材確保総合確保基金(介護従事者確保分)メニュー一覧
- ・令和2年度地域医療介護総合確保基金事業一覧 [宮崎県]

(文書取扱 長寿介護課)

(担当・お問い合わせ先)

介護人材・高齢化対策担当 池上

電話 0985-26-7059 FAX 0985-26-7344

E-mail choju@pref.miyazaki.lg.jp

地域医療介護総合確保基金に係る令和3年度事業（介護従事者確保分） 提案募集実施要領

1 地域医療介護総合確保基金の概要

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すると、これからの高齢化社会に必要な効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築が急務の課題となっている。

このため、平成26年度から消費税引き上げ分の財源を活用した地域医療介護総合確保基金を県に設置し、県が策定する事業実施計画に基づき各種事業を実施することとしている。

この事業は、まず医療を対象として平成26年度から実施し、介護は平成27年度から実施している。

2 提案募集の趣旨

宮崎県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」）に係る令和3年度県計画の検討を行うため、関係団体等からの事業提案（アイデア）を募集するものです。

提案をいただいた事業は、地域の医療・介護関係者との協議等により令和3年度県計画として事業採択を検討します。提案が自動的に事業採択されたり、県費予算化されるものではありません。また、県費予算化された場合であっても、事業実施者につきましては、必ずしも提案された関係団体等に限るものではありません。

なお、今回の募集は、介護従事者の確保について提案を募集するもので、医療関係については別途、所管課へお問い合わせください。

3 対象事業の考え方

介護従事者の確保に関する事業

【考え方】

- ・地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実を図るための人材育成
 - ・多様な人材の参入促進
 - ・介護従事者の資質の向上及び労働環境の改善
- 等の観点から、地域の実情に応じた計画的な人材確保を図る。

4 提案に当たっての留意事項

(1) 提案事業の規模等

国の令和3年度予算編成状況が不透明であることや県の財政査定を伴う制度であること等から、事業の効率性等を十分に勘案し事業費を精査するとともに、複数の事業を提案する場合は、優先順位についても検討してください。

(2) 複数年度に渡る事業提案

基金事業は原則単年度となります。複数年度に渡る事業を提案しても構いませんが、単年度ごとに予算措置されます。

(3) 事業費（補助事業）にかかる事業主負担

補助事業については、原則、事業主負担を求めます。

(4) 令和3年度事業期間

新規事業については、県当初予算での対応となるため、県議会における当初予算成立後の事業着手となります。

※提案事業費の積算は通年分で構いません。

(5) 県としての事業案作成

提案いただいた内容については、国の方針等を踏まえ、以下の視点で整理した上で、県としての事業案を作成しますので御留意ください。

① 提案者や関係者からのヒアリングを実施した上で、以下に分類できるものについては、原則として事業化の見送り若しくは県としての優先順位を低くします。

- ・基金の対象事業になじまない。
- ・他の補助金等で措置されている。
- ・事業に実現性や具体性がない（実施できる事業主体がない。事業効果が不明等）。
- ・永続的な事業の運営費 等

② 県としての事業案作成に際しては、以下を検討します。

- ・介護保険事業支援計画等との整合性
- ・過去や既存の同種事業との整合性や公平性等
- ・消費税財源の使途として県民に説明できる事業内容及び効果
- ・事業主体間（公民）の公平性確保 等

※ 上記は県介護所管課としての事業案作成に係る考え方であり、事業化に際しては、医療・介護関係者との協議、厚生労働省のヒアリング、県財政当局の査定、県議会における予算案審議を経て決定されます。

5 提案方法

別添「提案様式」（別添 Excel ファイル）に、記載例を参考にして記入し、令和2年6月30日（火）までに電子メールで提出してください。

※複数事業を提案する場合には、それぞれの事業を別シート又は別ファイルで保存してください。

※提案事業の参考となる資料があれば、形式は問いませんので添付して提出してください。

【提出先】

宮崎県福祉保健部長寿介護課

介護人材・高齢化対策担当 池上

E-mail : choju@pref.miyazaki.lg.jp

TEL : 0985-26-7059

提案様式

令和3年度 地域医療介護総合確保基金に係る事業提案(介護従事者確保)

団体(法人)名		
事務担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	E-Mailアドレス	

提案事業名	
団体(法人)内優先順位	
事業区分	介護従事者の確保
事業目的	
事業概要	
事業費積算	
事業主負担内容	
事業目標(効果)	
事業期間	
事業実施準備状況	

<記載例>

令和3年度 地域医療介護総合確保基金に係る事業提案(介護従事者確保分)

- ・適宜、行幅を広げるなどして、できるだけ具体的に記載してください
(複数ページになっても構いません。)
- ・参考となる資料や見積書などある場合は、別に添付してください。

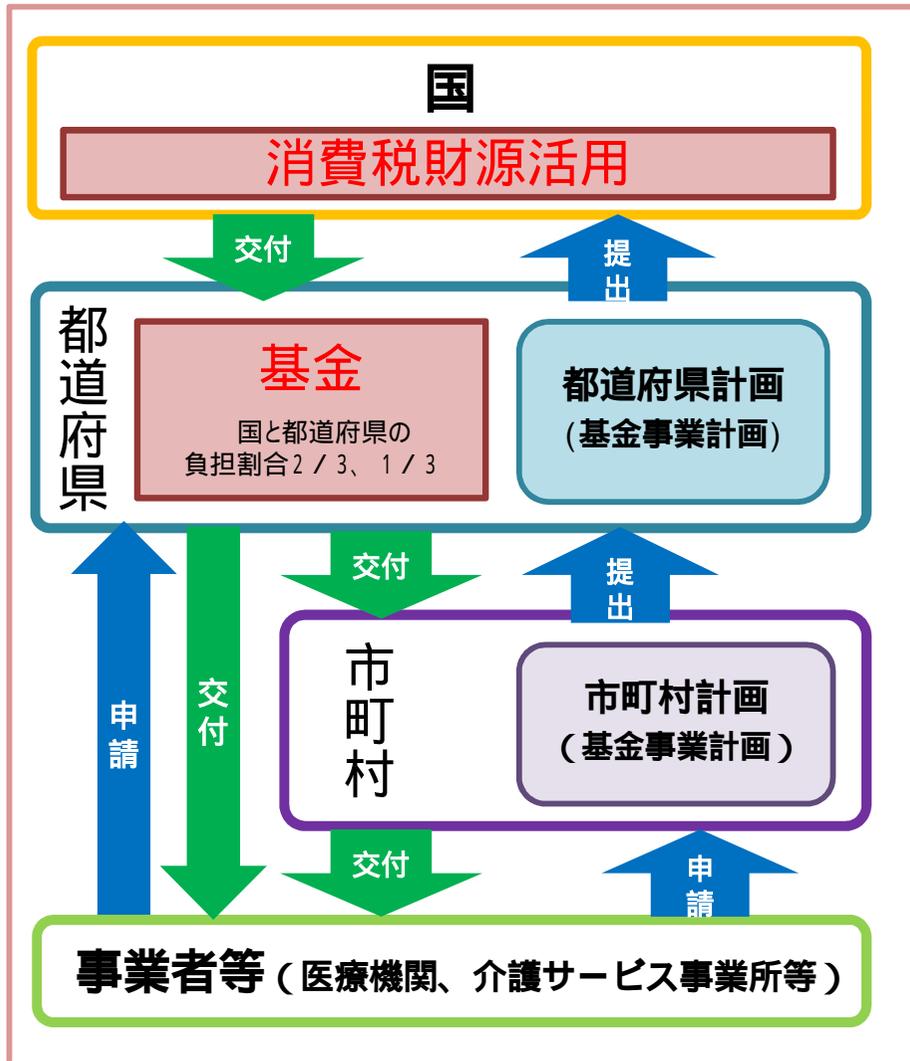
団体(法人)名	〇〇法人 宮崎県〇〇会
事務担当者所属	〇〇課
〃 職・氏名	〇〇課長 〇〇 〇〇
〃 電話番号	(〇〇〇〇)ー〇〇ー〇〇〇〇
〃 E-Mailアドレス@......jp

提案事業名	〇〇〇〇事業
団体(法人)内優先順位	第1位
事業区分	介護従事者の確保
事業目的	県内では介護職員が不足しており、就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控えた中高年齢層など多様な人材層に働きかけ、介護職員のすそ野を拡大する必要がある。 そのため、就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控える中高年齢層等をターゲットにした介護未経験者向けの講座を開催することにより、介護分野への多様な人材層の参入を促進する。
事業概要	介護未経験者向け就業実践講座を開催する。 (1)事業主体 県(県〇〇〇会に委託) (2)対象者 介護未経験者の方(主婦層、中高年齢層) (3)内容 介護未経験者向け座学講座 (介護保険制度、介護の基礎知識のほか、介護技術等の習得を目指す講座)
事業費積算	令和3年度 15,200千円(県〇〇〇会)への委託料) ※参考資料として見積書別添
事業主負担内容	事業主体は県であるが、県〇〇〇会が事業実施に係る事務担当者の人件費を負担。
事業目標(効果)	就活中の若者、地域の潜在労働力である主婦層、定年を控える中高年齢層等をターゲットにした介護未経験者向けの講座を開催することにより、介護分野への多様な人材層の参入を促進し、介護職員の増を図ることができる。
事業期間	令和3年度以降(毎年度)
事業実施準備状況	継続事業として毎年度実施されており、講座の講師やカリキュラムなど事業実施に係る運営体制が確保されている。

地域医療介護総合確保基金

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。

このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定 ¹ / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法 ²

- ¹ 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ² 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の働き方改革の支援に関する事業

地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。
赤字下線は令和2年度新規・拡充メニュー

参入促進

地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、**支え合い活動継続のための事務支援**
介護未経験者に対する研修支援
ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、**参入促進セミナーの実施**、介護の周辺業務等の体験支援
人材確保のためのボランティアポイントの活用支援
介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生や**1号特定技能外国人等の受入環境整備**
等

資質の向上

介護人材キャリアアップ研修支援
・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
・喀痰吸引等研修
・介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
・介護支援専門員、**介護相談員育成**に対する研修
各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
潜在介護福祉士の再就業促進
・知識や技術を再確認するための研修の実施
・離職した介護福祉士の所在等の把握
チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
・生活支援コーディネーターの養成のための研修
認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
等

労働環境・処遇の改善

新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
管理者等に対する雇用改善方策の普及
・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
・介護従事者の負担軽減に資する**介護ロボット・ICTの導入支援や業務改善支援(拡充)**
・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施
介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
子育て支援のための代替職員のマッチング
介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
等

地域医療介護総合確保基金（介護人材分）令和2年度拡充分

令和2年度予算(案):
国費:82億円
(公費:124億円)

都道府県における総合的な方針のもと、介護現場により身近な市区町村が介護人材確保の基盤(プラットフォーム)を構築しながら、地域の課題に応じた効果的な施策が展開できるよう新規メニューの創設や内容を拡充。

参入促進

介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業(新)

介護人材確保のためのボランティアポイントの活用(新)

地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業(事務お助け隊)(新)



労働環境等の改善

【離職の防止等】

介護職員に対する悩み相談窓口設置事業(新)
介護事業所におけるハラスメント対策推進事業(新)
若手介護職員交流推進事業(新)
介護事業所における両立支援等環境整備事業(新)

【業務負担軽減・生産性の向上】

介護ロボット導入支援事業の拡充
ICT導入支援事業の拡充
介護事業所に対する業務改善支援事業の拡充
(パイロット事業の全国展開)
~ の拡充分は令和5年度までの実施



【外国人介護人材への対応】

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業(新)



資質の向上

チームオレンジ・コーディネーター研修等事業(新)

チームオレンジ



介護相談員育成に係る研修支援事業(新)

新 離島、中山間地域等支援

離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

人口減少や高齢化が急速に進む離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援



新

市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業

市区町村において、関係機関・団体との連携を図りつつ、総合的な介護人材確保を推進するための基盤を構築。(人材確保に向けた中核機関や協議会の設置等)



事業の実施形態は下記を選択可能

市区町村等が上記の事業を実施する場合に都道府県が補助、都道府県自らが上記事業を実施(委託可)

基金事業の拡充に伴い都道府県の体制強化も併せて図る必要があるため、「介護人材確保対策連携強化事業(協議会設置等)」の機能を強化して対応。

令和2年度 地域医療介護総合確保基金(介護人材分) 予算案の概要

< 参入促進 >

介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業(新規)

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施。

介護人材確保のためのボランティアポイントの活用(新規)

ボランティアポイントを活用し、若者層、中年層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。

地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業(事務お助け隊)(新規)

構成員の高齢化等により、毎年度作成する書類作成等ができないために地域の互助活動の継続が難しくなる団体に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業をサポートすることで継続的な互助活動を支援。

< 労働環境等の改善 >

介護職員に対する悩み相談窓口設置事業(新規)

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止。

介護事業所におけるハラスメント対策推進事業(新規)

介護事業所におけるハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修等、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じる。

若手介護職員交流推進事業(新規)

若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止。

介護事業所における両立支援等環境整備事業(新規)

介護事業所で働く職員の、出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するための取組を支援。

介護ロボット導入支援事業(拡充) 拡充分は令和5年度までの実施

見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助の新設(1事業所あたり上限150万円。補助率1/2)

1事業所に対する補助限度台数を利用定員の1割から2割までに拡充

令和2年度 地域医療介護総合確保基金(介護人材分) 予算案の概要

ICT導入支援事業(拡充) 拡充分は令和5年度までの実施

補助率(現行1/2)の弾力化及び事業所規模に応じた補助上限額の設定・引き上げ(現行30万円 規模に応じて50~130万円)。

介護事業所に対する業務改善支援事業(拡充)(パイロット事業の全国展開) 拡充分は令和5年度までの実施

都道府県が開催する「介護現場革新会議」において、生産性向上ガイドラインに基づいた取組を行うために必要と認められる経費を補助。

外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業(新規)

介護施設等が多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援及び介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援等を支援することにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進。

< 資質の向上 >

チームオレンジ・コーディネーター研修等事業(新規)

チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成。

介護相談員育成に係る研修支援事業(新規)

都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成しやすい環境を整備する。

< 離島、中山間地域等支援 >

離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業(新規)

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保。(地域外からの就職支援(引越費用等助成)、地域外での採用活動支援等)

< 基盤事業(市区町村支援) >

市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業(新規)

市区町村において、関係機関・団体との連携を図りつつ、総合的な介護人材確保を推進するための基盤を構築。(人材確保に向けた中核機関や協議会の設置等)

新

介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

2025年以降、現役世代(担い手)の減少が一層進むことが見込まれる一方、高齢者の若返りが見られる中で、介護分野における人材のすそ野を広げるためには、高齢者の活躍を一層促進することが重要。

平成30年度から、介護に関する入門的な知識・技術を習得する研修(入門的研修・3~21時間)を実施しているが、これに加えて、特に元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナー(1~2時間)を実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する。

【事業イメージ】



新

介護人材確保のためのボランティアポイントの活用

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

ボランティアポイントを活用することで、介護分野の各種研修やボランティア活動へのインセンティブを拡大し、若者層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の社会参加・就労的活動を推進するとともに介護現場での更なる活躍を支援。介護人材の裾野を拡大する。

現行制度で実施されている介護予防に資する高齢者向けのボランティアポイント制度の仕組みを参考

新

地域医療介護総合確保基金を活用した「介護人材確保のためのボランティアポイント」

若者層、中年齢層、
子育てを終えた層、
高齢者層



実施主体: 都道府県(市町村への補助を想定)

ポイント付与の対象: 若者、中年齢者、子育てを終えた者、高齢者等。認知症の人も対象。

対象事業:

都道府県等が実施する介護分野への入門的研修等の各種研修の受講

高齢者の通いの場、認知症カフェや介護施設等での介護の周辺業務(清掃、配膳、見守り等)などのボランティア活動

財源構成: 国2/3、都道府県1/3

< 取組のイメージ >

介護予防に着目(現行制度)

通いの場
への参加

通いの場の運営や
補助等を行う
ボランティア

ポイント

ポイント

さらなる社会
参加を希望
する者

ポイント

人材確保に着目

ポイント

介護分野の
研修参加

実践

介護の
周辺業務

ステップ
アップ

介護現場での更
なる活躍

チームオレンジの付与例

ステップアップ研修の受講

(登録)

チームオレンジにおける
認知症カフェ等での見守り



(ステップアップ)

【現行制度】地域支援事業(一般介護予防事業)を活用した「介護予防に資するボランティアポイント」

高齢者層



実施主体: 市町村(平成30年度:515市町村で実施)

ポイント付与の対象: 高齢者

対象事業: 介護予防に資するボランティア活動

介護予防に資する活動への参加

財源構成: 国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、介護保険料50%

両施策を同時に実施する場合、一体的にポイントの管理、ボランティア活動の場へのマッチングを行うことは可能(共通経費は登録者数の多い制度に計上)それぞれ単独での実施も可能

老人クラブなど、互助の取組を行う団体が、構成員の高齢化等により、会計処理、事業報告、補助金申請などの事務作業ができないために活動の継続が難しい場合、事務手続き等に詳しい者（企業退職者、事務経験のある者、税理士、社会保険労務士等（ ））が、「事務お助け隊」として事務作業をサポートすることにより、地域の支え合い・助け合い活動の立ち上げや活動の継続・活性化を支援する。

資格等に関わらず、自身の経験で得られたスキルやノウハウを活かして社会貢献を希望する者など

事業内容（例）

互助団体の活動継続に必要な各種書類作成

・会計処理、事業報告書、補助金申請書、広報誌等の作成をサポート

互助団体の事務の効率化、事務負担の軽減につながる助言等

・誰でも対応ができる簡易な事務マニュアルの作成、事務負担軽減につながる機器（パソコン等）の活用 等

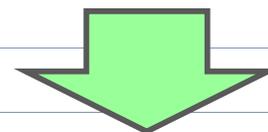
互助団体と「お助け隊メンバー」のマッチング

・「事務お助け隊」の募集、連絡・管理
・団体の困りごとに対応できる「事務お助け隊」のメンバーを選定 など

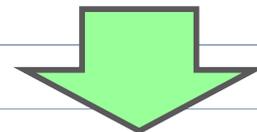
その他、互助団体の活動継続・活性化に必要な支援



ボランティア活動を実施していく上で
毎年度必要な事務作業が難しく、活動
の継続が難しくなってきた



事務お助け隊が各種書類作
成支援や事務負担を軽減



地域の支え合
い・助け合い
活動が継続

新

介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係の仕事をやめた理由として、職場の人間関係に問題があったため(20.0%)、結婚・出産・妊娠・育児のため(18.3%)、法人や施設・事業所の理念や運営のあり方に不満があったため(17.8%)が上位を占めており、事業所内で相談できずに離職するケースが考えられる。

このため、都道府県において、介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うとともに、必要に応じて、都道府県労働局等への紹介、弁護士や社会保険労務士等の専門家による助言を得て、介護職員の離職を防止する。

【事業イメージ】

都道府県等

委託可

【社協、民間団体等】



相談

助言等

【介護職員】



【取組例】

【相談窓口の設置】

相談窓口には、介護業務の経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラーなどの専門の相談員を配置し、次のような方法により相談を受け付ける。

- ・ 専門の相談員による窓口での相談(来所)
- ・ 電話による相談
- ・ メール・SNSによる24時間相談受付
- ・ 施設・事業所に対する出張相談
- ・ 弁護士や社会保険労務士等の専門家による相談(外部委託等)

相談内容が個別労働紛争の場合は、都道府県労働局の相談窓口を紹介。

相談内容が利用者からのハラスメントの場合は、相談者の同意を取ったうえで、事業所の管理者や利用者等と調整するなど必要に応じて介入することも想定。

【相談窓口の普及】

相談窓口の専用ダイヤル、メール相談のアドレス等をポスター、リーフレット、携帯カード等により周知

相談窓口の特設サイトを開設し、相談内容や解決策を提示

【要求要旨】

- 今後、高齢化のさらなる進展、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められている。
- そのためには、誰もが安心して活躍できる就業環境を整備することが大変重要となるが、介護現場では利用者や家族等による介護職員へのハラスメントが数多く発生しており、介護職員の離職等を招いている。
- このため、調査研究事業を活用し、平成30年度は、ハラスメントの実態を調査し対応マニュアルを作成したところであり、令和元年度については、自治体や介護事業者が活用可能な研修・相談支援の手引きを作成することとしている。
- 調査研究事業の結果明らかになった、介護事業所におけるハラスメント対策を推進するため、令和2年度においては、地域医療介護総合確保基金に新たなメニューを創設する。

【事業内容】

ハラスメント対策を講じるために要する以下の費用

□ ハラスメント実態調査

- 対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査

□ 各種研修

- 都道府県等、又は事業者が行うハラスメント研修
- 都道府県等が行うヘルパー補助者（後述）のための研修

□ リーフレットの作成

- 利用者に配布するハラスメント防止のためのリーフレット作成費

□ 弁護士相談費用

- ハラスメント防止条項を重要事項説明書へ入れるなど法律の専門家に相談する費用

□ ヘルパー補助者同行事業

- ヘルパー補助者として同行する者（有償ボランティア等を想定）への謝金
補助者については、ハラスメント対策を含む最低限の介護知識を得る必要があるため、研修受講（県その他の団体による実施）を要件とする
とともに、事業所等への登録制とする。

□ その他

- ハラスメント対策の為にを行う事業で都道府県が認めるもの 等



新

若手介護職員交流推進事業

(地域医療介護総合確保基金の事業メニューの追加)

平成29年度介護労働実態調査によると、介護関係職種の離職の状況として、勤続3年未満での離職が6割を超えており、小規模の事業所ほど離職者の勤続年数が短い傾向にある。

このため、一定区域の若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止し、職場定着を図る。

【事業イメージ】

都道府県等

委託可

【民間団体等】



合同入職式・交流会等の開催

【若手介護職員】



【取組例】

入職時及び入職3年目などの節目となるタイミングで、所属する施設・事業所外の同様の立場にある若手介護職員とネットワークを構築する。

【入職時のネットワーク構築】

施設・事業所単位を超えた合同入職式の開催(グループワーク等も実施)
経験年数の高い先輩介護職員との交流会の開催
所属する事業所外の施設見学や職場体験 等

【入職3年程度の若手介護職員のネットワーク構築】

入職3年目等の節目に、施設・事業所単位を超えた交流会の開催(グループワーク等も実施)
若手介護職員による介護技術コンテストの開催
若手介護職員の出身校の学生に対して、合同で介護の魅力をPR 等
基金における「介護の仕事の理解促進事業」と組み合わせて実施することが考えられる。

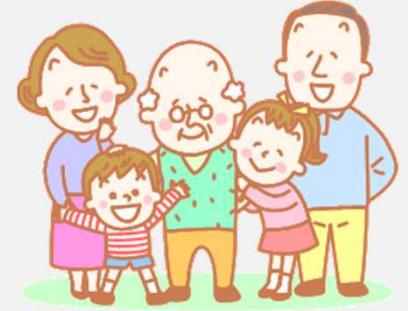
目的

近年、家族等の介護を行いながら仕事をする者や、出産後も退職せず育児を行いながら仕事をする者が増加している。

また、介護事業所では、職員のうち女性の割合が多い()ことから特に女性が働きやすい職場環境や、新しく採用された若者が安心して働き続けられる職場環境の整備により、参入促進と長期的な定着を図っていく必要がある。

全体では「男性」が21.4%、「女性」が78.5%(平成30年度介護労働実態調査)

このため、介護事業所で働く職員の、出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するための取組を支援する。



内容

□ 両立支援等の実施状況に係る実態調査

対策の実施を検討するために都道府県等が行う管内の実態調査

□ 各種研修

都道府県等が行う両立支援等に係る研修

□ 両立支援等に向けた普及啓発

介護事業所の取組促進に向けたリーフレット作成等

□ 両立支援等の職場環境構築に向けた助言等

(例)厚生労働省が推進する以下のマークの取得促進や有効活用に向けた助言等

トモニン・・・仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組むことを示すマーク

くるみん・・・「子育てサポート企業事」として、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマーク

えるぼし・・・女性活躍推進の状況が優良な企業として、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマーク

ユースエール・・・若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な事業所として、厚生労働大臣の認定を受けたことを示すマーク

□ その他

両立支援等環境整備の為に行う事業で都道府県が認めるもの 等



介護ロボットの普及に向けては、**各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し**、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施。

令和2年度から、以下の拡充を行う。

見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助の新設（1事業所あたり上限150万円。補助率1/2）
1事業所に対する補助限度台数を利用定員の1割から2割までに拡充

対象となる介護ロボット

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

【介護ロボットの例】

装着型パワーアシスト
(移乗支援)



歩行アシストカート
(移動支援)



見守りセンサー
(見守り)



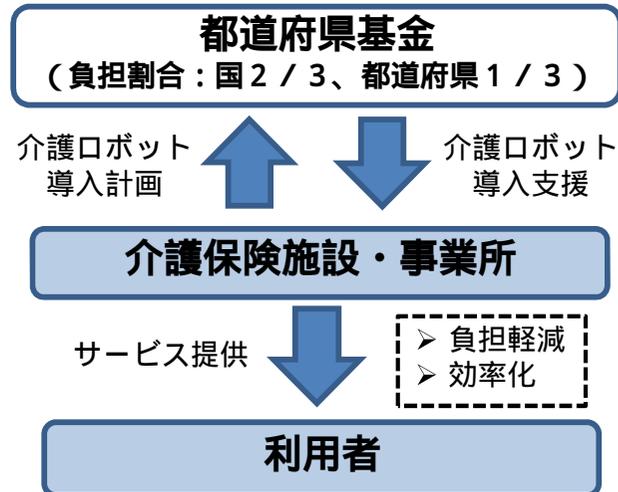
実績（参考）

- 実施都道府県数：36都道府県（平成30年度）
 - 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数
 - ・平成27年度：58件
 - ・平成28年度：364件
 - ・平成29年度：505件
 - ・平成30年度：1,037件
- 1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る
- （注）平成30年度の数値は平成31年1月時点の暫定値

補助額

- 1機器につき対象経費の1/2以内（上限30万円）
補助限度台数：利用定員の2割
- **見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）**
1事業所につき対象経費の1/2以内（上限150万円）

事業の流れ



【目的】

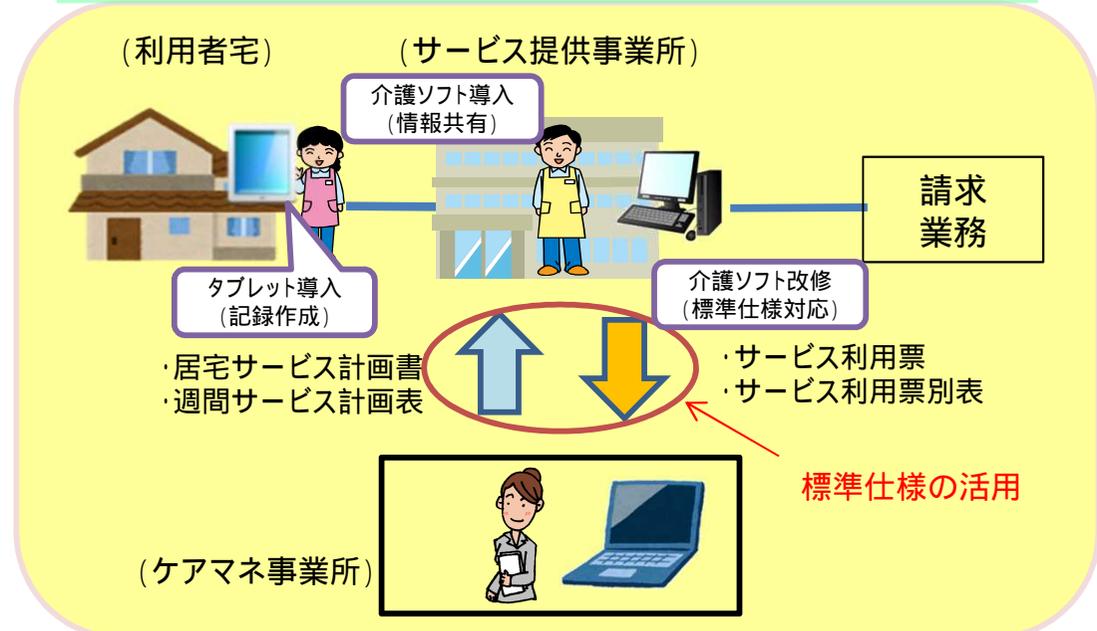
介護事業所における業務の効率化を通じて訪問介護員(ホームヘルパー)等の負担軽減を図り、利用者に向き合う時間を確保することにより、利用者に対して質の高いサービスを効率的に提供する。

【事業内容】

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが原則一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入費用(購入又はリース)の一部を助成する。

- ✓ 対象事業所 : 介護事業所(介護保険法に基づく全サービスを対象とする。)
- ✓ 補助対象経費
 - ソフト:ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、クラウドサービス、改修経費(標準仕様対応、CHASE対応)、保守・サポート費、導入設定、セキュリティ対策
 - ハード:タブレット端末、スマートフォン、インカム
 - その他:導入研修、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費 等
- ✓ 要件等
 - ・記録業務、情報共有業務、請求業務までが一気通貫となること
 - ・ケアマネ事業所との情報連携に際して標準仕様を活用すること
 - ・CHASEによる情報収集に対応すること
 - ・事業所はICT導入に関する他事業者からの照会等に応じること
 - ・導入効果を報告すること
 - ・県として導入事業所を公表すること 等

事業所内のICT化(タブレット導入等)により、介護記録作成、職員の情報共有～請求業務までが一気通貫に



【要求要旨】

内容を拡充することにより、介護事業所におけるICT導入をより強力に支援する

【拡充内容】

補助率
 令和元年度 1/2(国2/6、都道府県1/6、事業者3/6)
 令和2年度 県が設定 事業主負担は入れることを条件とする

補助上限額
 令和元年度 30万円(事業費は60万円)
 令和2年度 事業所規模に応じて補助上限額を設定

職員1人～10人	50万円
職員11人～20人	80万円
職員21人～30人	100万円
職員31人～	130万円

<例:訪問介護サービスの場合>

(1) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)

【内容】

生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用の一部を助成

【対象事業所】

生産性向上ガイドライン(平成30年度作成)に基づき、事業所自らの業務改善に向けた取組を、本事業により後押しすることで、地域全体における取組の拡大にも資すると都道府県又は市町村が認める介護事業所

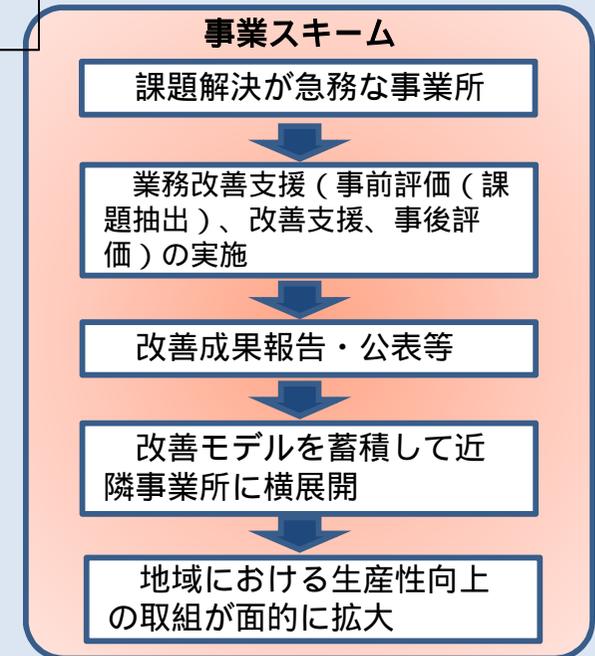
例えば、人材不足に関連した課題を解決することが急務である事業所、団体を通じた取組の横展開が期待できる事業所など

【手続き等】

介護事業所は業務改善計画や市町村の意見書(市町村指定の場合)を添付の上申請する。事業実施後、都道府県へ改善成果の報告を行う等

都道府県は各種研修会や事業者団体等を通じて集約した改善成果(業務改善モデル)を横展開

【補助額】 (1事業所あたり) 対象経費の1/2以内(上限30万円)



拡充

(2) 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」で必要と認められた経費の一部を助成

平成30年度の「介護現場革新会議」の基本方針を踏まえ、都道府県等が地域の関係団体と「介護現場革新会議」を開催し、当該会議において地域の課題等に関する議論を行い、その解決に向けた対応方針を策定。その方針に基づいた取組に要する費用として、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において必要と認められる経費に対して助成する。

介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費

介護事業所の取組に必要な経費

(例: 第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用(インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等に係る費用を含む。)

都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】 について(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限500万円)、 については必要な経費

【事業目的】

外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。

こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



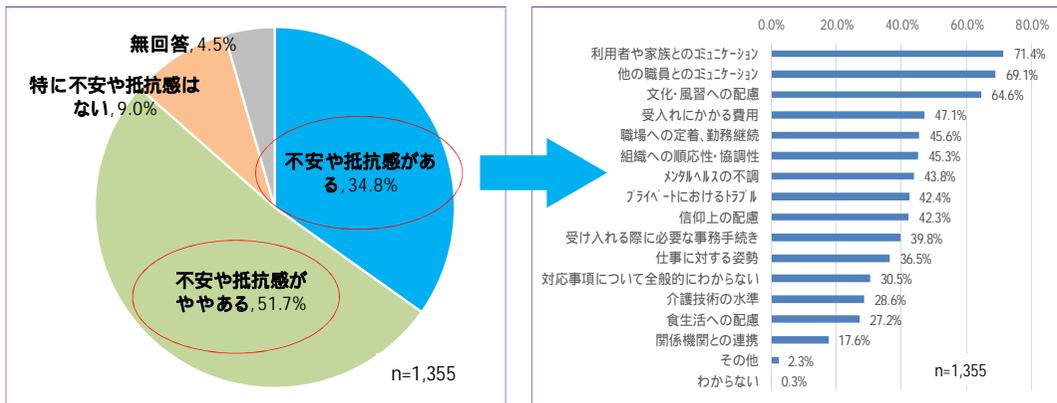
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感 <外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

現在、認知症高齢者に対するより適切なケア・サービス提供のために、介護従事者を対象とする8研修、医療従事者を対象とする7研修、認知症総合支援事業に携わる者を対象とする2研修の計17研修を実施。

今般、認知症サポーター活動促進事業を「認知症総合支援事業」のメニューに位置付けることも踏まえ、**一定の活動の質を担保しながらチームオレンジの設置を推進していく観点から**、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）における認知症総合支援事業関係研修の一つとして、その活動の中核的な役割を担う**コーディネーター等を養成するための研修を新たに創設**

【予算項目】（項）介護保険制度運営推進費 （目）医療介護提供体制改革推進交付金 【実施主体】 都道府県 【補助率】 2 / 3

地域医療介護総合確保基金・82億円の内数

介護従事者を対象とする研修

認知症対応型サービス事業管理者研修
 認知症対応型サービス事業開設者研修
 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
 認知症介護指導者フォローアップ研修
 認知症介護基礎研修

医療従事者を対象とする研修

認知症サポート医養成研修
 認知症サポート医フォローアップ研修
 かかりつけ医認知症対応力向上研修
 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
 歯科医師の認知症対応力向上研修
 薬剤師の認知症対応力向上研修
 看護職員の認知症対応力向上研修

認知症総合支援事業関係研修

認知症初期集中支援チーム員研修
 認知症地域支援推進員研修

新 チームオレンジ・コーディネーター研修等

チームオレンジの設置・活動を推進するために市町村が配置するコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対して、必要な知識や技術を習得するための研修その他の必要な支援を実施



一般財源

介護従事者を対象とする研修

認知症介護実践者研修

認知症介護実践リーダー研修

認知症介護指導者養成研修

新

介護相談員育成に係る研修支援事業 (地域医療介護総合確保基金(介護事業者確保分)の事業メニューの追加)

介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成するための研修費用について助成し、都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成しやすい環境を整備する。

[助成対象主体] [助成対象研修]

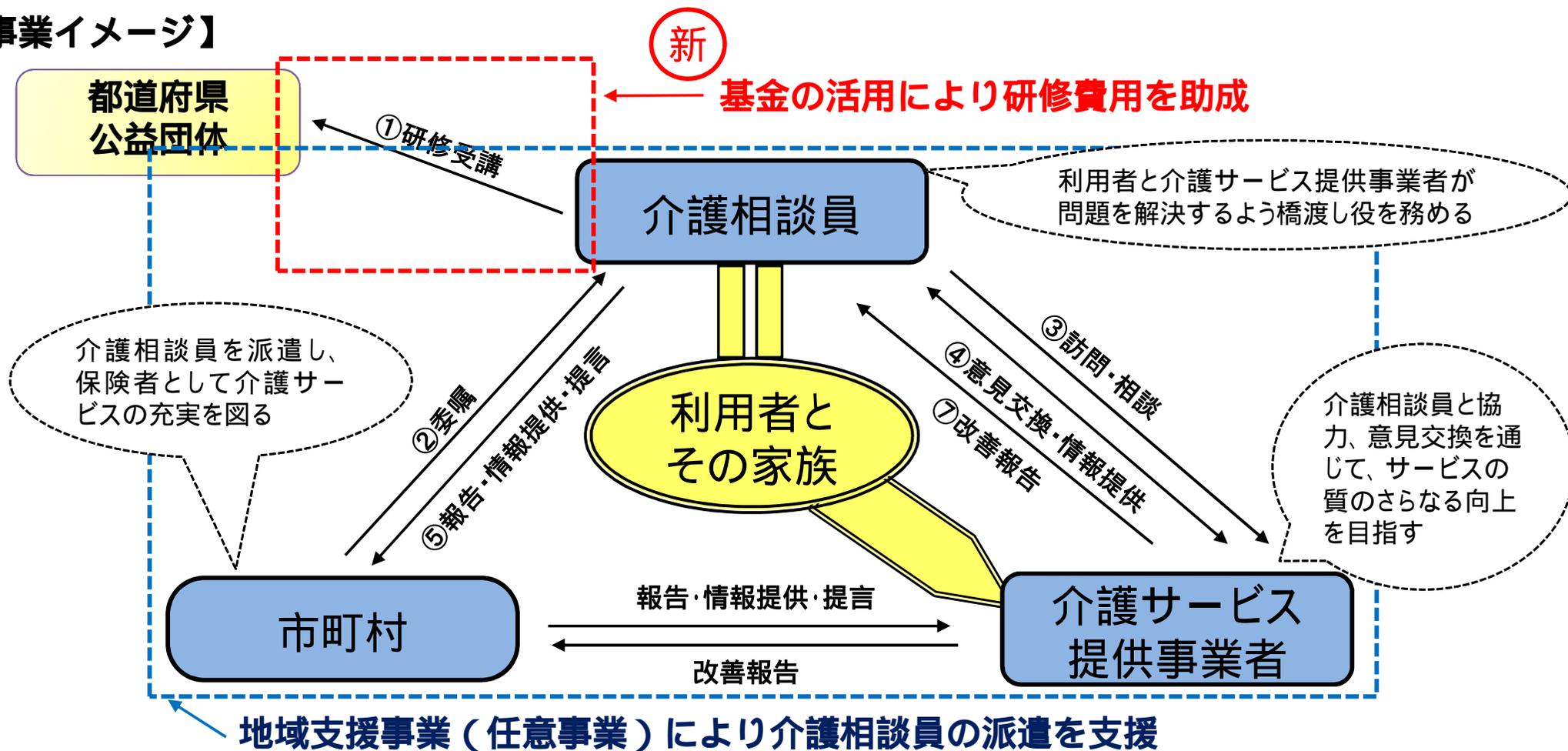
都道府県
(市町村も可)

新任研修(新規受講) 更新研修(登録後毎年受講)
主任研修(一定期間活動後、指導的立場の者)

[助成対象経費]

自治体が実施する研修費用(会場使用料等)
公益団体が実施する研修費用(旅費・受講料等)

【事業イメージ】



人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。

地域外からの人材確保を支援

地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成

- 〔 赴任旅費、引越・転入費用、
短期間の体験就労等 〕



地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等



先進自治体からのアドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

資質向上を支援

介護従事者の資質向上推進

- ▶ 地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成
- ▶ 介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成



通いの場等への移動を支援

移動支援の担い手を確保

- ▶ 高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ
- ▶ 移動支援の担い手養成研修の実施
- ▶ 運転に係る講習等の受講
- ▶ 福祉有償運送の実施に係る手続きの助言 等

介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動



【離島、中山間地域等の範囲】

「厚生労働大臣が定める特定居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)」に規定される地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、豪雪地帯等)

「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)」に規定される地域(特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域等)



地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保分）メニュー一覧（令和2年度）

大項目	小項目	事業内容（留意事項通知より）
基本整備	1 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）	都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討に当たっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。 なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。
	2 市区町村介護人材確保プラットフォーム構築事業	市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。
	3 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。
参入促進	4 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業	「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。
	5 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業	将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。
	6 地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業	イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業 高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。 ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業 地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。 ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業 若者層、中年年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労活動を推進するための経費に対して助成する。
	7 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業	介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。
	8 介護未経験者に対する研修支援事業	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。
	9 ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業	社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。
	10 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進	高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。
	11 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業	訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。
	12 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業	若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、 ・求人側への訪問等による求人条件の改善指導 ・求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示 ・入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付 を行うための経費に対し助成する。また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

大項目	小項目	事業内容（留意事項通知より）
参入促進	13 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業	<p>イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。</p> <p>ロ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。</p> <p>ハ 介護の周辺業務等の体験支援事業 介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。</p> <p>ニ 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業 訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。</p>
	14 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。
	15 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業	<p>イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の給付等に係る経費の一部について助成する。</p> <p>ロ 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や特定技能1号外国人の受入れを円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うために必要な経費について助成する。</p>
資質の向上	16 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	<p>イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。 さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。 また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。</p> <p>ロ 介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講支援事業 介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段階におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。</p> <p>ハ 介護支援専門員資質向上事業 介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。 また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。</p>
	17 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業	医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。
	18 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業	研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。（本項における他の事業で助成される経費を除く。）
	19 各種研修に係る代替要員の確保対策事業	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。
	20 潜在介護福祉士の再就業促進事業	潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再取得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。
21 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業	離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。	

大項目	小項目		事業内容（留意事項通知より）
資質の向上	22	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等	<p>イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業 介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。</p> <p>ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業 チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。</p>
	23	地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業	<p>地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上を支援するための経費に対し助成する。</p>
	24	権利擁護人材育成事業	<p>イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業 認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。</p> <p>ロ 介護相談員育成に係る研修支援事業 都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。</p>
	25	介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業	<p>都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。</p>
労働環境・処遇の改善	26	介護職員長期定着支援事業	<p>イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業 介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。</p> <p>ロ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業 介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。</p> <p>ハ 若手介護職員交流推進事業 若手介護職員（経年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。</p>
	27	新人介護職員に対するインターンシップ等導入支援事業	<p>介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。</p>
	28	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	<p>イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ・介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進 ・女性が働き続けることのできる職場づくりの推進 ・ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及 など、具体的な雇用管理改善の取組を実施するための経費に対し助成する。</p> <p>ロ 介護ロボット導入支援事業 現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業者による導入が可能となるよう先駆的な取組を実施するための経費に対し助成する。</p> <p>ハ ICT導入支援事業 介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。</p>

大項目	小項目		事業内容（留意事項通知より）
労働環境・処遇の改善	28	管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業	<p>二 介護事業所に対する業務改善支援事業</p> <p>①第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成 厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。 ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること</p> <p>②都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められた経費の助成 都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組に要する経費の一部に対して助成する。</p> <p>ホ 介護事業所における両立支援等環境整備事業 介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。</p>
	29	雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業	介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。
	30	介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業	介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。 ※ 雇用保険法施行規則第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業助成金）の支給を受けた介護施設・事業所は対象外
	31	介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業	介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。
	32	子育て支援のための代替職員のマッチング事業	介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。
	33	外国人介護人材受け入れ施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、及び介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うを支援することにより、外国人介護人材の受け入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。
離島等支援・中山間地	34	離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。

令和2年度 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）事業（宮崎県）

		事業名	事業概要	R2	
				事業費 (千円)	うち基金
1	継	介護人材確保連携強化事業	行政や職能団体、事業者団体等で構成する協議会を設置し、各種団体が連携・協働する場を構築するとともに、介護人材確保・定着の課題解決に向けた具体的な取組等を検討する。	1,230	1,230
2	継	「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業	介護に対するマイナスイメージ払拭のため、「介護の魅力」を発信する情報番組を制作・放送するとともに、ホームページ等での配信やDVDの小中学校等への配布などによる2次利用を図る。また、パンフレット及びポスターの作成、配布のほか、啓発イベントや主に山間へき地部の小中学生を対象とした職場体験会を実施する。	19,702	19,702
3	新	未来へはばたけ！福祉系高校生応援事業	介護福祉士を養成する福祉系高校の定員充足率が低い要因として、他の高校と比べて実習費・教材費・被服費等が多額であることが挙げられていることから、これらの費用を助成し学びやすい環境を整えることにより、未来を担う介護人材の育成・確保を図る。	14,820	14,820
4	継	福祉で働こう！ひなたの人材確保推進事業（福祉の仕事キャリア教育連携事業）	教育関係者と連携し、児童・生徒を対象に、福祉の仕事のやりがい等を伝える出前講座を実施するとともに、高校生や学生、求職者を対象に事業所見学会を開催する。	6,334	6,334
5	継	福祉で働こう！ひなたの人材確保推進事業（福祉人材UIJターン強化事業）	福祉現場で活躍中のUIJターン者のインタビューや資格取得の支援制度を掲載した動画を作成し、入力されたキーワードに連動して表示されるバナー広告や動画素材を活用したPRを行う。また、移住相談会などの機会を通じて、福祉の仕事のやりがい等のPRを実施する。	1,686	1,686
6	継	介護に関する入門的研修事業	介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる「入門的研修」を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進する。	4,227	4,227
7	継	元気に活躍する明るい長寿社会づくり支援事業（介護の担い手体験事業）	元気な高齢者に介護の担い手として活躍してもらうため、介護施設における就労体験を実施し、就労意欲のある高齢者に福祉人材センター等に登録してもらい、その後の就労の有無を追跡する。	419	419
8	継	介護福祉士をめざす外国人留学生の受入支援事業	介護福祉士養成施設が外国人留学生を確保するために行うPR活動や介護施設等が外国人留学生に対して支援する奨学金等に係る費用の一部を助成する。	20,160	20,160
9	継	福祉人材センター運営事業（福祉人材確保重点事業）	求職者等を対象に、県内求人事業所とのマッチングの促進を図るため、就職面接・相談会や就職説明会を開催するとともに、無料職業紹介の土曜日開所を実施する。	3,788	3,788
10	継	介護職員就業・定着促進事業	介護関係の資格を有していない初任段階の介護職員を雇用している法人が、当該職員に係る介護職員初任者研修の受講料を負担した場合に支援を行う。	5,000	5,000
11	継	介護福祉士養成支援事業	実務経験3年以上の介護職員を雇用している法人が、当該職員に係る実務者研修の受講料を負担した場合に支援を行う。	20,200	20,200
12	継	介護職員スキルアップ・再就業支援事業	初任段階における介護職員及び現在離職している介護福祉士を対象に、基礎的技術や必要な知識、最新の用具の取扱いを学ぶ研修を実施することで、離職防止及び再就業促進を図る。	2,686	2,686
13	継	社会福祉研修センター運営事業（キャリアパス支援事業）	介護職員等を対象に、自らキャリアパスを描き、その段階に応じて求められる能力を習得させるための研修を実施する。	4,434	4,434
14	継	介護人材キャリアアップ研修支援事業	在宅復帰・リハビリに関する知識等を習得することを目的とした研修、介護技術（口腔ケア等）の指導研修及び医療的ケアに関する研修を行う。	4,225	4,225

令和2年度 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）事業（宮崎県）

		事業名	事業概要	R2	
				事業費 (千円)	うち基金
15	継	小規模事業所研修確保事業	事業所単独での研修開催や代替職員がいないことで研修派遣が困難な小規模事業所に対し、共同で研修する機会を設けて職員の研修の機会を確保する。	2,995	2,995
16	継	喀痰吸引等研修実施事業	医療的ケアを必要とする介護需要に対応するため、指導講師の養成及び介護職員の育成に資する「喀痰吸引等研修」を実施する。	18,004	14,294
17	継	自立支援型ケアマネジメント推進事業	介護支援専門員が医療と介護の連携を推進する方策や医療サービスの知識を習得する研修会を開催する。	3,694	2,558
18	継	介護支援専門員ケアマネジメント向上支援事業	認定介護支援専門員が県内の居宅介護支援事業所等を訪問の上、個別及び集団への相談及び助言に応じ、実働する介護支援専門員の課題の整理及び解決策の検討を行う。	824	824
19	継	介護支援専門員スキルアップ事業	国の新たなガイドラインに沿った研修企画・実施・評価、及び効率性・実効性の高い研修の実施方策を検討するとともに、主任介護支援専門員のリーダー養成のカリキュラムを検討・実施するため、行政や職能団体等で構成する「宮崎県介護支援専門員研修向上委員会」の運営を支援する。	3,726	3,726
20	継	訪問看護ステーション基盤強化事業	訪問看護ステーションが訪問看護職員を新規雇用し又は資質向上を図るための研修等を行う場合に研修費用等を支援する。	18,000	18,000
21	継	福祉人材センター運営事業（離職介護福祉士等届出事業）	離職した介護福祉士等の情報を把握し、求人や研修の情報提供など効果的な復職支援を行い、介護福祉士等の再就業を促進する。	1,981	1,981
22	継	認知症介護研修事業	認知症高齢者の介護実務者及び指導的立場にある者に対し、介護技術の向上と適切なサービスの充実を図るため、研修を実施する。	12,978	2,643
23	継	認知症地域支援体制整備事業	認知症の早期診断・早期対応のための体制を整備し、認知症の方に適時適切な医療・介護サービス等の提供の実現のため、研修を実施する。	7,636	7,636
24	改	地域包括ケアシステム体制強化支援事業	地域包括ケアシステム業務支援員を配置し、市町村に対してケアマネジメント力向上支援、地域ケア会議への専門職（薬剤師等）派遣及び全体研修を実施する。	4,816	4,816
25	継	地域のちから・リハビリテーション機能強化推進事業（リハ専門職介護予防指導者育成事業）	県リハビリテーション支援体制の機能強化、ネットワーク体制の構築を図るとともに、リハ専門職に対して市町村事業等の支援を行う指導者を育成するための研修会を開催する。	1,520	1,520
26	継	権利擁護人材育成・資質向上支援体制づくり事業	市民後見人養成研修修了者を「法人後見支援員」として育成するとともに、県内市町村社会福祉協議会による「法人後見」受任体制の構築及び広域的な体制整備に向けた検討会や研修会の実施などに取り組む市町村を支援する。	10,550	10,550
27	継	社会福祉研修センター運営事業（OJTスキル研修）	介護事業所等の中堅職員やチームリーダーを対象に、OJTスキルを学び、マネジメント能力やコーチングスキルを身につけるための研修を実施する。	834	834
28	継	介護の職場環境改善促進事業	職場環境改善や離職防止を目的とした講演会等を開催するとともに、小規模事業所の共同による研修体制を確立し、雇用管理の理解促進や制度整備を図るための研修会を実施する。	4,634	4,634

令和2年度 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）事業（宮崎県）

		事業名	事業概要	R2 事業費 (千円)	
					うち基金
29	継	腰に優しい介護技術普及事業	腰痛対策及び予防教育のためのマニュアルを作成し、介護従事者を対象に研修を実施する。また、腰の負担を軽減する介護機器の紹介・体験を行い、普及啓発を進め、予防機器の活用促進を図る。	1,771	1,771
30	改	介護ロボット体験・普及促進事業	介護サービス事業者への介護ロボットの効果的な導入を支援するため、県福祉総合センターの福祉用具展示場に介護ロボットを実際に体験できるコーナーを設置するとともに、介護サービス事業者に一定期間無償で貸与する。	7,419	7,419
31	新	労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業	介護サービス事業者に対し、介護職員の身体的負担の軽減や業務効率化に効果のある介護ロボットを導入や、Wi-Fi工事等の通信環境整備を支援する。	84,739	84,739
32	継	介護事業所におけるICT導入支援事業	介護事業所におけるICT化を抜本的に推進するため、ICTを活用して介護記録から請求業務まで一気通貫して行うことができるよう、介護事業所における介護用ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用に対して助成する。	24,000	21,000